

寒川町議会告示第 1 号

寒川町議会図書室規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成 2 7 年 7 月 2 1 日

寒川町議会議長 黒 沢 善 行

寒川町議会図書室規程の一部を改正する告示

寒川町議会図書室規程(昭和61年議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(貸出し)

第7条 貸出しを受け、室外閲覧をしようとする者は、図書貸出簿(別記様式)に所要の事項を記入し、議会事務局長の承認を得なければならない。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第7条関係)

図 書 貸 出 簿

氏名	図書名	貸出日	承認印	返却日	備考
		： ：		： ：	
		： ：		： ：	
		： ：		： ：	
		： ：		： ：	
		： ：		： ：	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。